

# 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を 改正する法律の施行期日を定める政令について

## 概要

- 先の第173回国会において、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）が11月30日に成立し、同日公布されたところ。
- 当該改正は平成21年8月の人事院からの意見の申出にかんがみ行われたもので、具体的な改正内容としては、平成21年6月の民間部門における育児・介護休業法の改正と同趣旨の措置を講じるものであり、職員の配偶者が育児休業をしている場合であっても、育児休業を取得できるようにすることとしている。また、夫が、子の出生後一定の期間内に育児休業をした場合については、その後再度の育児休業取得を可能とすることとしている。
- 同法の施行期日については、改正法附則第1条本文において「平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日」とされているところ、民間部門における育児・介護休業法改正法の施行期日が平成22年6月30日とされたことを踏まえ、国公立法改正法についても施行期日を平成22年6月30日と定めるもの。